

鹿 児 島 県 公 報

平成26年 5 月 2 日（金）第3004号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定（3件）（森づくり推進課取扱い） 1
- 保安林の指定の解除予定（森づくり推進課取扱い） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課取扱い） 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（2件）（障害福祉課取扱い） 3
- 土地改良区の役員の就退任の届出（農地整備課取扱い） 3
- 歳入の収納事務の委託（3件）（建築課取扱い） 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（熊毛支庁取扱い） 5

公 告

- 落札者等の公告（免許管理課取扱い） 5

告 示

鹿児島県告示第536号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成26年 5 月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所
奄美市笠利町大字喜瀬字タラマシ3290番1，字テンシ3340番，字マカリ3544番，字崎原小亦3581番，3591番，字花ズロ3722番，字朝仁原3765番，笠利町大字手花部字肥田竹原2979番
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は，定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び奄美市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第537号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として

指定する。

平成26年 5 月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所
奄美市笠利町大字平字フチャ原231番 1, 笠利町大字手花部字内ヤン川203番, 字クチャラ1023番, 字柳作1073番 1, 字大瀬勝1076番, 字ウチ花1415番, 字コモリ田原2111番
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は, 定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は, 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は, 次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は, 省略し, その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び奄美市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第538号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により, 次のとおり保安林として指定する。

平成26年 5 月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所
鹿児島郡三島村黒島字宮平68番 9 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は, 択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は, 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は, 次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は, 省略し, その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び三島村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第539号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により, 次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成26年 5 月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除予定保安林の所在場所
大島郡龍郷町円字小水1149番 (次の図に示す部分に限る。), 龍郷字宇作1440番 3
- 2 保安林として指定された目的
干害の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び龍郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第540号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成26年 5 月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病院又は診療所		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
ひばり歯科クリニック	指宿市山川小川字西野辺1559番1	平成26年 5月1日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第541号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成26年 5 月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病院又は診療所		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
西田医院	南さつま市金峰町宮崎4350	平成26年 5月1日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第542号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成26年 5 月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病院又は診療所		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
いまむらクリニック	阿久根市塩鶴町二丁目123番地	平成26年 5月1日	更生医療

鹿児島県告示第543号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東串良町林田土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成26年 5 月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 就任した役員の氏名及び住所

- 理事 中園 輝穂 肝属郡東串良町岩弘2308番地
- 理事 堅山 秋敏 肝属郡東串良町岩弘2234番地
- 理事 杉山 幸二 肝属郡東串良町池之原2153番地
- 理事 外園 享 肝属郡東串良町新川西5637番地
- 理事 久保田義春 肝属郡東串良町川東1202番地2
- 理事 立迫 重信 肝属郡東串良町新川西5024番地5
- 理事 宮原 順 肝属郡東串良町新川西1493番地9
- 理事 櫻木 孝盛 肝属郡東串良町新川西5110番地
- 理事 江口 信義 肝属郡東串良町川東3594番地口
- 監事 西中須 修 肝属郡東串良町池之原2752番地2
- 監事 有留 重信 肝属郡東串良町川西1501番地

- 監事 中野 重雄 肝属郡東串良町川東3667番地
(任期 平成26年4月1日から平成30年3月31日まで)
- 2 退任した役員の名及び住所
- 理事 堂地 富男 肝属郡東串良町岩弘1918番地
理事 堅山 秋敏 肝属郡東串良町岩弘2234番地
理事 杉山 幸二 肝属郡東串良町池之原2153番地
理事 外園 享 肝属郡東串良町新川西5637番地
理事 久保田義春 肝属郡東串良町川東1202番地2
理事 立迫 重信 肝属郡東串良町新川西5024番地5
理事 高崎 昭生 肝属郡東串良町新川西4964番地
理事 櫻木 孝盛 肝属郡東串良町新川西5110番地
理事 江口 信義 肝属郡東串良町川東3594番地口
監事 西中須 修 肝属郡東串良町池之原2752番地2
監事 有留 重信 肝属郡東串良町川西1501番地
監事 中野 重雄 肝属郡東串良町川東3667番地

鹿児島県告示第544号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成26年5月2日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 歳入の種類
鹿児島市に存する県営住宅に係る住宅使用料
- 2 委託の相手方
鹿児島市新屋敷町16番228号
公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター
- 3 委託期間
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

鹿児島県告示第545号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成26年5月2日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 歳入の種類
鹿児島市以外（離島を除く。）に存する県営住宅に係る住宅使用料
- 2 委託の相手方
鹿児島市平之町8番29号
南和産業グループ 代表団体 株式会社南和産業
- 3 委託期間
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

鹿児島県告示第546号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成26年5月2日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 歳入の種類
大島郡与論町に存する県営住宅に係る住宅使用料
- 2 委託の相手方

大島郡与論町茶花32番地 1
与論町

3 委託期間

平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで

熊毛支庁告示第 1 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成26年 5 月 2 日

熊毛支庁長 堂前博文

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
有限会社義福	西之表市西之表 7765番地 3	有限会社義福	西之表市西之表 7765番地 3	名越 駿三	平成26年 5 月 1 日	居宅介護

公 告

落札者等の公告

特定調達契約に係る単価契約の相手方を次のとおり決定した。

平成26年 5 月 2 日

鹿児島県警察本部交通部免許管理課長 山下耕治

- 1 契約に係る物品等の名称
I C 運転免許証作成用消耗品
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県警察本部交通部免許管理課
鹿児島市南栄五丁目 1 番 2 号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成26年 3 月26日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
株式会社東芝九州支社
福岡市中央区長浜二丁目 4 番 1 号
- 5 契約に係る単価契約金額

品 名	品 質	数 量	単 位	単 価
免許証用カード（新規用）	240枚	1	箱	143,078.40円
免許証用カード（一般用）	240枚	1	箱	143,078.40円
免許証用カード（優良用）	240枚	1	箱	143,078.40円
インクリボンカートリッジ（イエロー）	2,400枚分	1	個	28,512.00円
インクリボンカートリッジ（マゼンタ）	2,400枚分	1	個	28,512.00円
インクリボンカートリッジ（シアン）	2,400枚分	1	個	28,512.00円
インクリボンカートリッジ（黒）	2,400枚分	1	個	15,552.00円
免許証保護膜カートリッジ	2,400枚分	1	個	33,696.00円
免許証ラミネートカートリッジ	800枚分	1	個	14,688.00円
確認カード用感熱紙（直接撮影用）	3 巻	1	箱	1,512.00円
確認カード用感熱紙（複写撮影用）	20巻	1	箱	85,320.00円

- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

- 7 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号）第10条第 1 項第 1 号